

平成 31 年 度

いの町教育行政方針

いの町教育委員会

目 次

1	基本理念.....	1
2	平成 31 年度の取組	2
3	乳幼児教育	3
4	学校教育.....	6
5	社会教育.....	14
6	少年安全対策	エラー! ブックマークが定義されていません。

いの町教育行政方針

基本理念

いの町教育委員会では、国や県の「第2期教育振興基本計画」を参酌し、「第2次教育振興基本計画（平成29年度～平成33年度）」を策定しました。計画では、町の上位計画である「第2次いの町振興計画」の基本方針である「人や文化を育み、心豊かな町づくり」を柱とし、「郷土への愛着と誇りをもち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材」、「命を大切にできる子どもたち」、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」の3項目を基本理念として掲げ、伝統ある本町の道德教育を継承し、柔軟な心で激変する社会を生き抜いていく力をもった人間を育みます。

いの町教育委員会は、**本年度においても**この計画の方向性を確認しながら、子どもをはじめとする一人一人の**自尊感情**を高める教育を最重要事項として取り組み**ます**。

【 方向性 】

- 1 すべての子どもが輝く教育の推進
- 2 チーム学校の構築
- 3 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実
- 4 保育・教育環境の充実
- 5 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実
- 6 地域との連携・協働体制の構築
- 7 生涯にわたり子どもも大人もともに学び続ける環境の充実

いの町が目指す自尊感情とは

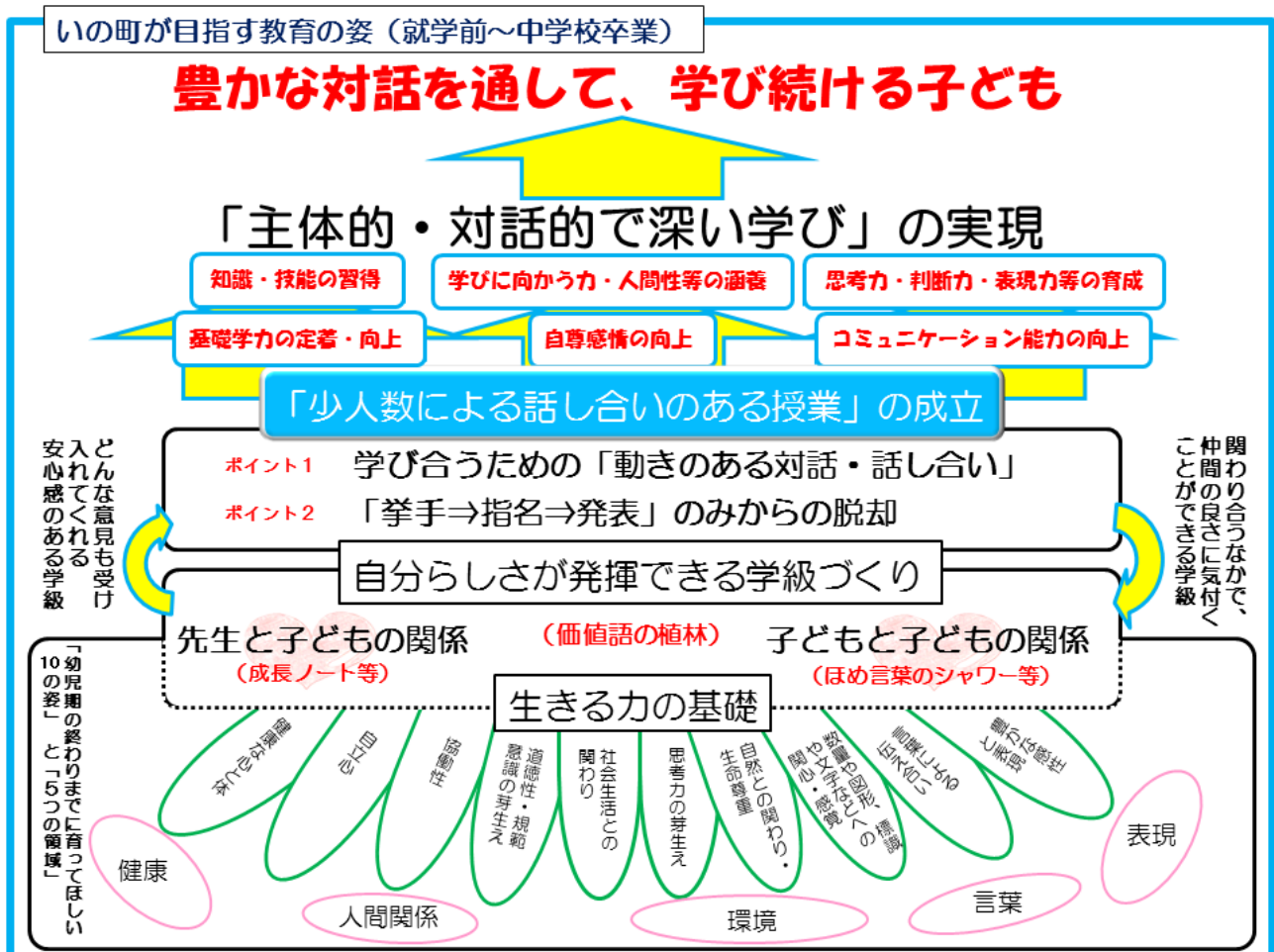
「自尊感情」とは、「自尊心」とは違い、ありのままの自分を受け入れ、また、ありのまま相手をも受け入れることができる心情です。

「自尊感情」が高ければ、規範意識も高まり、人間関係構築力も高まります。そして、何事にも意欲的に取り組むことができるようになります。いの町教育委員会は、そのような心の育成に取り組みます。

平成 31 年度の取組

基本理念をもとに、子どもをはじめとする一人一人の「自尊感情を高める教育」を最重要事項として推進していくため、幼児教育の課程から他者を認め受け入れることのできる集団づくりに取り組む必要があります。

そのために、いの町教育委員会は就学前から中学校卒業まで「いの町が目指す教育の姿」を提示し「豊かな対話を通して、学び続ける子ども」の育成を共通目標に取り組んでいます。平成 31 年度は、幼稚園・保育園・認定こども園においては「ほめ言葉のシャワー」の実践も取り入れながら年齢に応じた援助を行い、子ども同士の関わりを深めていきます。そして、小中学校ではその土台をさらに確実なものとするため、継続した取り組みを行いながら学級における信頼関係を構築させ、主体的・対話的で深い学びの授業を展開します。また、町民全体の自尊感情がさらに高められるよう生涯学習の事業等における取組も充実させていきます。



乳幼児教育

基本方針

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。

保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園は、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を考慮し、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する。また、家庭や地域等との緊密な連携を図り、基本的な生活習慣と正しい社会的態度を養い、豊かな情操と道徳性の芽生えの助長など、心身の発達を図る。

- 1 健全な心身の発達を促すことと安全の確保
- 2 保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保重要領に基づく適切な保育課程や教育課程及び教育・保育課程の実施
- 3 一人一人の自尊感情を高める教育及び保育の推進
- 4 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校の連携による乳幼児の教育及び保育の充実
- 5 研修・研究の継続と定着
- 6 施設等の整備充実と教育機会の拡充
- 7 危機管理等

具体的方策

1 健全育成

- ① 個性を尊重し、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、豊かな体験を通して、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 健康、食の安全など生活に必要な基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人やものとの関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 生活の中で、言葉や自然への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度を養う。
- ⑤ 安全確保に努めながら乳幼児の行動の特性を的確にとらえ、集団生活を通して協調・自主及び自立の芽生えを養う。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関等との連携を密にし、それぞれの機能について相互の理解を深めるとともに、効果的な指導・援助に努める。

〔施策〕・「子ども子育て支援事業計画」に基づき、次世代の子どもが健やかに生まれ、かつ育成される地域社会の形成の実現に努める。

- ・ 園経営計画、要覧の作成
- ・ 生活リズム・体力向上に全園で計画的に取り組む

- ・ 家庭支援を行う連絡体制の整備
- ・ いのち育て事業の実施
- ・ いの町が目指す教育の姿とリンクした園内研修の推進

2 保育課程や教育課程及び教育・保育課程の実施

- ① 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された乳児の育ちに関する3つの視点及び満1歳以上3歳未満児に関する「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の各領域並びに保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された3歳以上の幼児に関する「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の各領域にわたり、ねらいや内容を明確にした環境構成により、年齢や子どもの実態に応じた一人一人の活動が展開されるよう保育課程や教育課程及び教育・保育課程を編成する。
- ② 教育及び保育の基本は環境を通して行うものであることを踏まえて、乳児の育ちに関する3つの視点及び幼児に関する5領域のねらいや内容と関連し、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の達成に向け、子どもの実態、家庭や地域に応じた具体的な活動を通して、総合的な指導・援助に努める。
 - 健康な心と体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり ○思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量図形、標識や文字等への関心・感覚 ○言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現
- ③ 指導計画を作成し、組織的、発展的な指導の推進を図る。
- ④ 乳幼児理解に基づき、発達過程や個々に応じた適切な指導に努める。

〔施策〕・カリキュラムマネジメント（作成・実践・評価・反省・改善）

3 一人一人の自尊感情を高める教育及び保育の実践

- ① 保育者は、子どもとの信頼関係をもとに、子どもが安心して、意欲的に活動できる言葉がけが必要である。その際には、「ほめる」「認める」ことを意識し乳児期から幼児期への育ちの連続性を見通しながら、個に寄り添った教育及び保育の実践に取り組む。
- ② どの子どもも自分の思いや考えを表現できるよう、また、相手にも思いや考えがあることが分かるよう、自信と安心感のもてる教育及び保育を実践する。
- ③ 豊かで確かなコミュニケーション能力の基礎を培うことを通して、自ら主体的に活動し、友だちや保育者とともに考え、環境を通して深い学び（遊び）を実現する教育及び保育を実践する。

〔施策〕・「いの町 菊池学園」の取組

4 連携の推進

- ① キャリア教育の道筋・年間連携行事計画に基づき、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、ぐりぐらひろば、小学校、中学校との交流を通して、相互理解を深め、子ども同士の交流が進むような環境設定を拡充し、指導方法の工夫や改善を図る。

〔施策〕・気になる子どもに関する連絡体制

- ・ 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校及び関係機関との相互連絡体制・連携を確立する。
- ・ KSW、SSW、保健師の巡回による早期発見・早期支援を行う
- ・ 就学前支援連絡会による就学に向けての支援体制の充実

5 研修・研究

- ① 乳幼児教育の重要性に鑑み、積極的な研修参加を推進し、保育者の資質向上及び専門性の向上に努める。
- ② 公開保育の実施や園内研修を計画的に行い、乳幼児教育の質の向上を図る。

〔施策〕・年間研修計画をたて、資質の向上と相互理解を深める。

- ・ ペアレント トレーニング研修事業の実施
- ・ 町研「幼児教育部会」の実施

6 施設整備等

- ① 施設・設備等を見直し、安心・安全、適正な管理と充実に努め、保育及び教育の充実・向上を図る。

〔施策〕・地域に見合った施設のあり方の検討・各施設の耐震化を推進する。

7 危機管理等

- ① 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の内外での事故、事件等の発生を未然に防げるよう安全点検を行い不測の事態に備えて必要な対応が図られるよう、家庭・地域等と連携し、安全な環境づくりに努める

〔施策〕・全園による危機管理マニュアルの再点検、公開

- ・ 避難訓練・不審者対応訓練の実施

学校教育（小・中学校）

基本方針

学校は、歴史と伝統の上に立って、家庭や地域との緊密な連携を図りつつ、教育を受ける者の心身の発達に応じた体系的な教育を組織的に行う。児童・生徒の個性や創造性を尊重しながらも、規範意識や自主・自立及び公共・協調・人権の精神を培い、人間相互の関係を育む。さらには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、その礎となる生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を育みつつ、国際協調の精神を養うなど、国や社会の形成者として必要な資質の向上に努め、生涯学習の一環としての学校教育の充実をめざす。

〔学校経営の推進〕

- 1 適正な学校経営の推進と不断の改善
- 2 指導推進体制の確立と現職教育の充実

〔教育内容の充実〕

- 3 学習指導要領の趣旨徹底と指導の改善
- 4 教育課程の適正実施と教育活動の充実
- 5 学習支援の充実
- 6 道徳教育の充実と徹底
- 7 キャリア教育の推進
- 8 学校図書館教育の充実
- 9 安全教育の推進と指導の改善
- 10 情報教育の推進
- 11 外国語教育及び国際理解教育の推進
- 12 部活動の充実
- 13 食育の推進と健康でたくましい身体の育成

〔すべての子どもが輝く教育の推進〕

- 14 一人一人の自尊感情を高める教育の推進
- 15 人権の尊重と人権教育の推進
- 16 特別支援教育及び相談支援体制の充実

〔時代に即した教育体系の確立〕

- 17 へき地、複式、小規模校教育の充実
- 18 保幼小中連携・一貫教育の推進
- 19 コミュニティ・スクールの推進

〔教育環境の充実〕

- 20 施設の充実と教育環境の改善

- 21 地域の特性を活かした教育の推進
- 22 教育研究所の充実と研究活動の活性化

具体的方策

1 適正な学校経営の推進と不断の改善

- ① 学校長が中心となり、児童生徒の実態及び各地域の伝統や特色を踏まえた上で、中長期的な視点をもった学校経営を行う。また、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための働き方改革に取り組む。

〔施策〕・「学校教育計画」「学校要覧」「学校経営計画」の作成

- ② 全教職員及び保護者や地域による評価をもとに、学校教育の質的改善に努める。

〔施策〕・「学校評価アンケート」の実施及び結果分析

- ③ 事務執行に当たっては、関係法令等を厳守し、効率的事務処理に努め経理事務については、特に厳正を期する。
- ④ 町立小中学校における学校事務の適正化・均質化を図るため共同実施を通じて計画的な事務改善に努め、学校全体に安心を届けられる組織作りに取り組む。

〔施策〕・学校事務共同実施組織体制の充実

2 指導推進体制の確立と現職教育の充実

- ① 教職員は、その使命と職責を自覚し、服務規律を遵守し、期待と信頼に応え、品位ある職域倫理の高揚に努める。
- ② 学校内で自主的で効果的な研修がなされる体制を整えるとともに、相互の経験・知識を活かして高めあうために、校内研修及び町としての教職員研修体制の充実を図る。

〔施策〕・いの町が目指す教育の姿とリンクした校内研修の推進

- ・ 一校一研究の推進
- ・ 教育指導員の配置
- ・ 教育研究所「町研部会」の開催
- ・ いの町教育委員会研究指定発表校：

伊野南小学校「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
～特別支援教育を視点においた「分かる・できる」授業づくり～

- ・ 「いの町菊池学園」寺子屋・学び場等の開催

- ③ 学校内外で起きる事故、事件を日常から正視、想定した上で、課題把握と適切な対応についての研修を行い、教職員の危機管理の資質、指導力の向上を図る。

〔施策〕・不審者対応訓練や誘拐防止訓練の実施

3 学習指導要領の趣旨徹底と指導の改善

- ① 学習指導要領に従い、教育課程の編成に創意と工夫をこらし、学習指導要領の趣旨を生かして、学習指導の充実に努める。
- ② 全国学力・学習状況調査等の結果分析を通じて児童・生徒の学力等の実態を把握

し、問題点の究明と、それに基づく授業改善を図り、学力の向上に努める。

- ③ 地域性に配慮しつつ、家庭教育・放課後学習を中心とした児童生徒の学びの在り方について研究を進める。

【施策】・到達度把握調査の実施

- ④ 発達し続ける情報機器に関して、より効果的な指導のための活用方法についての研究を進める。
- ⑤ 地域と協力しながら、児童生徒の興味・関心を的確にとらえた体験的活動を展開し、「生きる力」を育む。

4 教育課程の適正実施と教育活動の充実

- ① 授業時数の確保と指導法の改善により、学習指導の充実に努める。
- ② 各教育活動の特質に応じて活動の充実に努め、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。
- ③ 学校行事について目的に応じた内容の充実や精選、重点化を図るなど、効果的な実施に努める。
- ④ 主な行事においては、その意義をふまえ、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させ、国際社会における日本人としての自覚を促す。

5 学習支援の充実

児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図るため、授業中、放課後及び長期休業中に学習支援員を配置し、個々の児童生徒の学習課題に応じたきめ細やかな支援を行い、学習環境の充実に努める。

【施策】・「学習支援員」の配置

6 道徳教育の充実と徹底

- ① 命を大切にし、思いやりの心を持ち、郷土を愛する児童・生徒の育成に努める。
- ② 道徳教育推進を重点目標の一つに据え、その充実と徹底を期する。
- ③ 学校・家庭・地域において、道徳教育を推進していくための環境整備を行う。
- ⑤ 豊かな体験を重視した指導を全体計画に位置づけ、学校が人格形成の場にふさわしい環境となるように努める。
- ⑥ 指導計画の作成には常に工夫をこらし、内容項目の重点化や複数の項目の関連付けを図る。
- ⑦ 道徳教育実践目標の習慣化に努め、家庭や地域社会との連携を強化するなど、全町的な取組を継続する。

【施策】・道徳教育推進地区協議会の継続

7 キャリア教育の推進

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、勤労観・職業観等の価値観を形成・確立し、「生きる力」を身につけ、課題に柔軟かつ、たくましく対応でき、自立できる児童・生徒の育成に努める。

- ② 小学校は進路探索・選択にかかる基盤形成の時期であり、社会性、自立性、関心・意欲等を養うための学習指導の充実に努める。
- ③ 中学校は現実的探索と暫定的選択の時期であり、社会における自らの役割や将来の生き方、働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導くための学習指導の充実に努める。
- ④ 特別支援学級においては、個々の障害の状態に応じた、きめ細かい指導・支援の下で、キャリア教育を推進する。
- ⑤ 学校、家庭、地域・社会、各種団体等との連携を図り、各々役割を發揮し、一体となった取組を推進する。

【施策】・「チーム学校」強化事業の実施

8 学校図書館教育の充実

- ① 学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に努める。
- ② 読書センターとして学校図書館を活用し、感性や創造力を育て、豊かな心をもった子どもの育成を図る。
- ③ 学習・情報センターとして学校図書館を活用し、各教科等と学校図書館が融合した授業を展開し、情報活用能力を育て、確かな学力をもった子どもの育成を図る。
- ④ 学校図書館担当者を中心に、組織的・全校体制での学校図書館の機能を強化し、近隣校や町立図書館との連携を強化する。

【施策】図書ボランティアによる図書支援活動の実施

9 安全教育の推進と指導の改善

- ① 児童・生徒の安全を脅かす事件、事故及び自然災害等、学校内外における危険を予測し、回避する能力を身に付けるため、安全教育の推進に努める。
- ② 発達の段階や社会情勢に対応し、近い将来に起こりうる「南海トラフ大震災」に備えた、安全教育の全体計画や年間指導計画等の見直しを図る。
- ③ 登下校時の安全確認を兼ね、自然災害に対する避難訓練を学校、家庭、地域や近隣の園・学校と合同で実施する等、地域と一体になった取組の充実に努める。

10 情報教育の推進

- ① 情報化社会の進化に対応するため、教職員の ICT 活用能力の向上を目指すとともに、児童生徒の情報機器活用の実践力・情報の科学的な理解・情報社会に参画する態度の育成を図る。
- ② 技術面だけでなく、モラル面での情報機器の活用能力を高めることに取り組む。

【施策】ICT 支援員派遣事業の実施

11 外国語教育及び国際理解教育の推進

- ① 小学校外国語活動に対する研究活動を支援し、各小学校における外国語活動・外国語科の学力向上を図る。

- ② 町内全保育所・幼稚園・認定こども園及び小中学校において、音声面を中心としたコミュニケーション能力の向上を図る。

【施策】・全保育所・幼稚園・認定こども園及び小中学校への ALT の派遣

12 部活動の充実・精選

- ① 部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、いの町部活動ガイドラインに沿いながら最適に実施されるよう努める。
- ② 生徒がスポーツ・文化・芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かな生活を営む資質・能力の育成を図る。

【施策】 運動部活動指導員派遣事業

13 食育の推進と健康でたくましい身体の育成

- ① 学校給食施設の整備と内容の充実を図り、食育の推進と健康増進に努める。
- ② 学校給食を郷土・地域理解の場として位置付け、地場産米と地域食材を積極的に使用して、「地産地消」の取組を推進する。
- ③ 児童・生徒の体力・運動能力の実態把握や体育行事を充実し、発達段階に応じた計画的な体力づくりや、運動能力の向上に努める。

14 一人一人の自尊感情を高める教育の推進

- ① 教職員は、子どもの長所を「ほめる」「認める」ことを意識して、1年間の学級（学校）全体の動きを見通しながら、個に寄り添った実践を推進する。
- ② どの子どもも自分の思いや考えを表現でき、また、相手の思いや考えも認め合える、自信と安心感のある学級づくりに取り組む。
- ③ 豊かで確かなコミュニケーション能力を身に付け、主体的に考え、対話的で深く学ぶことができ、自らの夢を実現する子どもの育成を図る。

【施策】・「いの町 菊池学園」の取組

15 人権の尊重と人権教育の推進

- ① 人権を尊重できる子どもの育成をめざした教育を推進する。教育目標や教育方針に人権教育推進を明確に位置づける。
- ② 人権教育主任を置き、全教職員の協力による研究体制を確立する。

【施策】・人権教育主任会及び人権教育研修会の開催

- ③ 全教育活動を通じて人権教育を推進し、意識の高揚を図る。

【施策】・「人権教育研究集録（人権教育実践記録集）」の作成

- ④ 多種多様な人々と交流の機会を積極的に設ける中で、人権尊重の精神の涵養に努める。

16 特別支援教育及び相談支援体制の充実

- ① 障害のある児童生徒に対する教育だけでなく、全ての児童生徒を対象とし、個々の現状に応じた教育を推進するため、支援環境の充実に努める。

【施策】・「特別支援教育支援員」の配置

- ② 特別支援学級の児童生徒を対象に、他校の児童生徒や教員と触れ合い、接することにより、互いの親睦を深める場を設定する。

〔施策〕・特別支援学級児童生徒交流会

- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に、研修会などを通じて全教職員の児童生徒理解を促進し、一人一人の障害の有無やその特性を的確に把握したうえで、発達及び心の問題に対するきめ細かな指導及び支援に努める。
- ④ 心理的・情緒的な原因による不登校児童生徒に対して、相談及び集団活動に参加できるように指導するなど、個に応じた成長・発達を支援する場を充実させ、それぞれの児童生徒がもつ可能性を最大限に伸ばし、社会的自立ができるための適切な指導及び支援に努める。
- ⑤ 学校・家庭・関係機関・地域社会等が連携しながら家庭支援や児童・生徒への支援を行い、問題行動やいじめ、不登校、児童虐待の未然防止及び対応に努める。いじめ防止対策事業への取組を行う。

〔施策〕・「教育支援センター（のぞみ教室）」による支援の推進・充実

・スクールソーシャルワーカーの配置

・相談支援チームによるチーム支援の充実

- ⑥ 児童生徒一人一人の適性や能力、状況を把握し、個々に応じた教育相談や進路指導の推進に努める。

〔施策〕・教育相談員の雇用（「はあとステーション “いの”」）

- ⑦ 多様な見識をもって対象となる児童及び生徒の可能性を調査審議した上で、適正な就学指導を行う。

〔施策〕・「障害者教育支援委員会」の推進

- ⑧ 心の教育の充実と振興に係る研修会を開催して、教職員の資質・指導力の向上を図る。

〔施策〕・ペアレント・トレーニングの推進事業実施

17 へき地、複式、小規模校教育の推進

- ① 教室の人数や規模等それぞれの学習環境に応じた教育の有り様についての研究をすすめ、どのような学習環境であっても、それぞれの子どものもつ力を最大限に伸ばす教育に取り組む。

〔施策〕・少人数学級を含めた町研教科部会の設置

18 保幼小中連携・一貫教育の推進

- ① 教育委員会と教育研究所及び幼保指導員が連携しながら子どもの生活及び発達や学びの連続性を踏まえた系統的な保育・教育の確立に取り組む。

〔施策〕・小学校教員対象の公開保育の実施・就学前支援連絡会の実施・幼保指導員による園訪問・指導・助言

- ② 各ブロックにおいて、児童生徒の適切な実態把握に基づいた系統的な特色ある連

携教育に取り組む。

〔施策〕・「チーム学校」強化事業

19 コミュニティ・スクールの推進

- ① 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。
- ② 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築する。

〔施策〕・コミュニティ・スクールの指定校

・伊野南小学校・伊野南中学校・神谷小中学校

20 施設の充実と教育環境の改善

- ① 長期的展望に立って施設・設備の整備を図り、教育環境の向上に努める。

〔施策〕・伊野小学校プール・体育館・給食センターの改築

- ② 校地・校舎等の管理責任分野を明確にし、不断の注意と努力により災害防止に努め、管理・保全の適正を期する。
- ③ 休校校舎の活用については、地域と協議しながら、地域の発展につながるよう有効活用の方向性をさぐる。

21 地域の特性を活かした教育の推進

- ① 町内各地区の特性を知るとともに、その特性を活かした上で、地域に根ざし、地域の活性化につながる教育の推進に努める。

〔施策〕・本川中学校寄宿舎「みどり寮」の設置、運営

・本川中学校通学区域外からの山村留学の受け入れ

- ② 町内各地区及び他の市町村と共通の課題についての情報交換を行うと共に、それぞれ特有の教育環境を活用しあうことで、さらなる教育活動の充実を図る。

22 教育研究所の充実と研究活動の活性化

- ① 教職員の資質向上を支援する機関として教育研究所の充実を図り、町全体の計画的・組織的な研究・研修を推進するとともに、町全体の課題に応じて各校の研究活動に対し指導支援を行う。

〔施策〕・教育指導員、研究主事の派遣

- ② 町全体の情勢と時代の要請を照らし合わせた上で必要な研修機会を設定し、教育活動の充実を図る。

〔施策〕・町教育研究大会・町研部会の実施

・教職員研修会の実施

・学校への巡回指導・支援

・「教職員（視察）研修バス」の実施

・小学校社会科副読本「いののくらし」改訂

- ③ 教職員の自主的な研究を奨励し、専門的知識、技能を高める等の実践力の向上を支援する。

〔施策〕・町研所外研究（グループ研究・個人研究）の募集、支援

- ④ 各校のニーズに応じた資料、教材収集を行い教育活動の活性化を図る。

〔施策〕・資料センターの運営（新規図書購入、資料の貸し出し）

社会教育

基本方針

社会教育は、町民の生涯にわたる多様な学習の要求に応え、その支援体制の整備を促進するとともに、学校・家庭・地域社会の連携強化に努める。また生涯学習の推進に向け、幼児期から高齢期までのそれぞれの段階に応じた学習機会と学習情報の提供に努め、積極的な活動の推進に努める。

- 1 生涯学習推進体制の整備充実
- 2 社会教育活動の充実と振興
- 3 公民館活動の活性化
- 4 図書館活動の活性化
- 5 芸術・文化の振興と指定文化財の保存顕彰、未調査文化財の調査・保存措置の促進
- 6 伝統文化の継承保存と活用の促進
- 7 人権教育の推進
- 8 社会体育施設の活用と活動の活性化
- 9 コミュニティ活動の活性化
- 10 子育て支援の推進

具体的方策

1 生涯学習推進体制の整備充実

- ① 各種機関や諸施設及び地域との連携の強化に努め、生涯学習推進体制の整備と充実を図る。
- ② 社会教育関係職員の確保と適正配置に努め、研修等を通じて資質の向上を図る。
- ③ 社会教育施設や、社会体育施設の整備促進に努める。
- ④ 社会教育諸団体の活動支援に努める。
- ⑤ 関係機関等の活動を活性化し、社会教育内容の充実を図る。

2 社会教育活動の充実と振興

- ① 生涯各時期における生活課題に対応した学級・講座を開設するなど、学習機会や学習情報を提供し、学習意欲が向上する取組に努める。
- ② 関係機関・団体等との連携による社会教育活動を進め、教育効果の向上に努める。
- ③ 子どもに自然の中での遊びや、異年齢集団活動・地域活動等の機会を提供し、望ましい人間形成に努める。
- ④ 地域に密着した活動への理解を深め、社会性、人生観を養い育て、社会を担う健全な人間育成を図るよう、青年の活動や学習を支援する。
- ⑤ 成人のコミュニティ活動や、学習参加機会の拡充に努める。

- ⑥ 家庭教育に対する、親の理解を深めるためのライフステージに応じた学習機会の充実に努め、家庭の教育力の回復向上に努める。
- ⑦ 小学生及び中学生を対象として、教育委員会事務局、ほけん福祉課等が連携し、命の大切さ、他人や自分をいたわり大切にする心を育むことを目的とし、いのち育て事業の推進・充実に努める。

〔施策〕・生涯学習講座（春季・秋季・冬季、パソコン教室）

- ・小学生夏休みこども教室
- ・町民講座「いの元気塾」・「民謡教室」
- ・成人式
- ・いのち育て事業（小学生、中2、中3生対象）
- ・家庭教育学級

3 公民館活動の活性化

- ① 社会教育活動の拠点である公民館の施設整備と事業の充実に努め、生涯学習の啓発と推進に努める。
- ② 分館や自治会における、社会教育活動の活性化を図り、地域における学習機会の拡充に努める。

4 図書館活動の活性化

- ① 図書館施設や資料の整備充実に努め、利用改善とサービスの向上に努める。
- ② 図書館活動の活性化を推進し、積極的な学習情報の提供や読書の普及に努める。
- ③ 学校図書館との連携を強化し、学校における図書を活用した学習活動や読書活動の推進に努める。

〔施策〕・図書館バス

5 芸術・文化の振興と指定文化財の保存顕彰、未調査文化財の調査・保存措置の促進

- ① 芸術・文化に対する理解と認識を深め、その普及と振興を図るための支援に努め、心豊かな町づくりを推進する。
- ② 文化財の保存と活用を積極的に推進する。

〔施策〕・子ども文化浴事業 ・いの文化浴事業

6 伝統文化の継承保存と活用の促進

- ① 郷土の歴史や伝統・文化等に対する理解の深化に努め、愛郷精神と地域連帯意識の高揚を図る。

〔施策〕・伝統芸能の保存助成

- ・八代農村歌舞伎、津賀谷獅子舞、本川神楽、本川花取り踊り

7 人権教育の推進

- ① 自分や他者の人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重しあい互いに支えることができる共生社会の実現を目指した教育を推進する。あらゆる機会を通じて人権尊重意識の普及・高揚を深める学習を取り入れ、人権教育の推進に努める。

〔施策〕・町民講座

・家庭教育学級

- ②インターネット上のトラブルから子どもを守るために保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校の保護者を対象に情報モラルの推進に努める

8 社会体育施設の活用と活動の活性化

- ① 社会体育施設の機能充実に努め、スポーツ活動等の活性化を図る。
- ② いのスポーツクラブとの連携を深め、スポーツ教室やスポーツ大会の開催をすることで社会体育活動の振興を図りながら町民の健康増進・体力向上を目指す。
- ③ スポーツ教室・各種スポーツ大会の開催や、関係団体の育成連携などに努め、社会体育活動の普及と振興を図る。

〔施策〕・新春ふれあいマラソン大会

・町民講座「いの健康塾」

・吾北駅伝大会

・中学生招待野球大会

9 コミュニティ活動の活性化

- ① 学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校教育の充実、地域教育力の向上を図る。

〔施策〕・地域学校協働本部事業（伊野南小・伊野南中・神谷小・神谷中・枝川小・川内小・吾北小・長沢小・本川中・伊野小・吾北中）

10 子育て支援の推進

- ① 子どもの居場所づくりの推進
- ・心豊かで健全な青少年の育成のために・専門的な知識をもったボランティア等活動の中心となるべき人材の発掘や指導者の育成・資質の向上を図り・地域ぐるみの組織活動の推進を図る。
 - ・学校の余裕教室等を放課後の子どもたちの居場所づくりに活用し、子どもの生活の安定や能力の発達を援助する
- ② 校庭開放児童会
- ・学校の放課後、共働き家庭等の児童を学校施設等を利用してあずかり、児童の安全の確保を図るとともに心身の健全育成に努める。
- ③ 地域子育て支援センター
- ・子育て中の保護者や家庭を見守り、地域全体で子育てを支援する基盤形成や環境整備を推進する。また、相談活動や子育て講座等の充実により、安心して子育てができる環境を構築する。

〔施策〕・放課後子ども教室の開催：小学校区（神谷・長沢）

- ・校庭開放児童会の開催：小学校区（枝川・伊野南・伊野・川内・吾北）
- ・地域子育て支援センター事業（ぐりぐらひろば）の推進・充実

少年安全対策

基本方針

子どもは、将来の町の発展を担う存在である。そのすこやかな成長の機会は今の社会が責任をもって確保しなければならない。子どもの成長が阻害されることは、子どもの将来にわたって多大な影響を残す可能性が極めて高いことから、犯罪被害者につながる非行の防止、有害環境の排除、児童虐待の防止による子どもの安全対策を推進する。

具体的方策

1 非行の防止

- ① 相談受理体制を整え、家庭での困りごとなどの相談を随時受け付けて、早期の問題解決を図る。

2 有害環境の排除

- ① 不審者事案が発生した場合は、いの町メール配信サービスを利用して、幅広く迅速に関連情報を提供し、地域への注意喚起を図る。
- ② 警察署との連携、地域を巡回して安全を確認するなどの初期対応を強化し、被害の続発を阻止する。

3 児童虐待事案への対応

- ① 認知後の初期対応体制を確立して、早期に子どもの安全を確保する。
- ② 要保護児童対策地域協議会を効果的に運用し、的確な情報を収集して、関係機関と連携して、家庭への支援を適切に行う。

4 教育機関が行う訓練の実施

教育機関が行う主として子ども、教職員の危害防止を目的として行う訓練を、学校教育、幼保担当者と連携して支援を実施する。

5 子ども家庭総合支援拠点

子育ての不安や悩み事などの相談に応じ、安心して家庭で育児ができるよう、関係機関と連携した支援体制を図る。